

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	鉄道事業再構築事業を実施するローカル鉄道の資産取得に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄道事業再構築事業を実施する路線において、鉄道事業者が既存の鉄道事業者から取得した鉄道事業の用に供する不動産（土地・家屋）に係る不動産取得税を非課税とする。 ・ 特例措置の内容 上記の土地・家屋を取得した際の不動産取得税について非課税にする特例措置を2年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第10条第7項 地方税法施行令附則第6条の16第5項、6項 地方税法施行規則附則第3条の2の6第1項、2項、3項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲ 1 ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつある。このため、地域の暮らしを支えるローカル鉄道について、事業構造を見直し、利便性の向上を促進することで、持続可能性の高い地域公共交通への再構築を図る。 （2）施策の必要性 ローカル鉄道については、人口減少等による長期的な需要減に直面している一方、地域住民の通勤・通学等の日常生活の足、観光等の地域経済の礎として重要な役割を果たしていることからその維持・活性化は不可欠であり、その再構築が重要な課題となっている。このため、平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、ローカル鉄道の再構築を推進してきたところ。 このような取組を更に進めるため、令和5年度には地域交通法が改正され、事業構造の見直し及び利便性の向上を促進することとしたところ、事業構造の見直しに当たり、鉄道事業者の収支改善につながる「上下分離方式」を導入するためには、資産の譲渡に係る負担を軽減する本特例措置の延長が必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抜粋） 「第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生 2. 0 の推進及び地域における社会課題への対応 （2）地域における社会課題への対応」 <u>ローカル鉄道の再構築</u>、鉄道ネットワークの在り方等の議論の深化、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化に関し、更なる取組を進める。 ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抜粋） 「Ⅷ. 地方経済の高度化 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 （2）地方の自動運転の社会実装の加速化・地域交通のり・デザイン」 鉄道については、<u>ローカル鉄道の再構築を推進</u>しつつ、ネットワークの在り方等の議論を深化する。 ○地方創生 2. 0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抜粋） 地方創生 2. 0 基本構想 施策集 「第 1 章 政策の 5 本柱 1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 （101） ローカル鉄道の再構築」 地域の関係者の合意形成に国が積極的に関与することで、ローカル鉄道の沿線自治体が、まちづくりや観光振興等の地域の取組と一体で<u>ローカル鉄道の再構築を図り</u>、文化、観光、産業等あらゆる分野の拠点であり、それ自体が観光資源となり得る潜在性を有している<u>ローカル鉄道を軸とした地域全体の活性化につなげる</u>。 ○国土交通省政策評価 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する 地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。
		政策の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、ローカル鉄道の再構築を推進する。 （注）令和 7 年秋頃～年内の閣議決定を目指して検討中の第 3 次交通政策基本計画における新規の達成目標を踏まえ設定予定。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、ローカル鉄道の再構築を推進する。 （注）令和 7 年秋頃～年内の閣議決定を目指して検討中の第 3 次交通政策基本計画における新規の達成目標を踏まえ設定予定。
		政策目標の達成状況	これまでに 19 件の鉄道事業再構築事業が実施されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、利便性や持続可能性の高い地域公共交通が実現される。

	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置（登録免許税） ・ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	① 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 26,905 百万円の内数 ・ 鉄道施設総合安全対策事業費補助 13,719 百万円の内数 ② インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ・ 地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業 910 百万円の内数 ③ 社会資本整備総合交付金 586,153 百万円の内数 ④ 先進車両導入支援等事業 ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 26,905 百万円の内数 （いずれも令和8年度概算要求額）
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記予算措置は、各事業に必要となる設備の導入や更新等を支援するものである。これに対し、本特例措置は、鉄道事業再構築事業によって既存の鉄道用資産を譲受する際の負担を軽減するものである。
		要望の措置の 妥当性	本特例措置は、利便性や持続可能性の高い地域公共交通を実現するため、既存の鉄道用資産を譲受する際の負担の低減を図ることで、厳しい状況にあるローカル鉄道の再構築を促進するものであることから、政策手段として適切である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和6年度実績 11 百万円（1 事業者）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置の適用により、事業構造の見直しにあたって鉄道用資産を譲受する際の負担の低減が図られ、地域の暮らしを支えるローカル鉄道の再構築が促進された。
	前回要望時の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度の地域交通法改正以降、本特例措置が適用された1件を含め、各地域においてローカル鉄道の再構築に向けた取組が進んでおり、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が着実に図られている。
これまでの要望経緯		平成20年度税制改正要望提出（創設） 平成22年度税制改正要望提出（廃止） 令和6年度税制改正要望提出（創設）